

学 生 各 位

埼玉学園大学・川口短期大学
教員・保育士養成支援センター長
山 部 和 喜

新型インフルエンザ対策に伴う教育実習・保育実習の取扱いについて

5 月 22 日に埼玉県内でも新型インフルエンザの感染者が確認され、現時点においても感染が拡大しつつある状況です。本学では、新型インフルエンザ対策に伴い、教育実習・保育実習(以下「実習」と言う)に関して以下のとおり取扱うこととします。

1. 実習開始前、実習期間中の注意事項

- (1) 帰宅時やトイレなど不特定多数の人が使用する施設等を利用した場合は、消毒液での手洗いを敢行するとともに、うがいを徹底すること。
- (2) 実習期間中はマスクを携帯すること。着用に関しては、実習施設の指導担当者と相談し、指示を受けること。
- (3) 事前に発熱等の症状があった場合には、早期に医師の診断を受けること。なお、実習期間中に同症状があった場合は、実習施設の指導担当者と相談し指示を受けること。その際には、教員・保育士養成支援センターにも連絡すること。
- (4) 感染者の出た地域で実習を予定している場合は、実習 2 日前までに、実習施設に挨拶を兼ねて電話で確認し、実習実施の可否を確認し、特別な指示を受けた場合は教員・保育士養成支援センターに連絡すること。
- (5) この文書は実習に持参し、必要に応じて実習施設に提示すること。

本人の健康状態に問題がなく、実習施設から受け入れについて延期等の連絡がない限りは、予定どおり実習を行うこととします。なお、実習施設から臨時休業や日程の変更等の連絡が入った場合は、実習施設の指示に従ってください。併せて、教員・保育士養成支援センターまで申し出てください。

また、病気等の事情によりやむを得ず実習を中止又は取りやめざるを得なくなった場合にも、実習開始前であるか実習期間中であるかを問わず、教員・保育士養成支援センターに連絡してください。

2. これから実習する実習施設が、実習開始前もしくは実習期間中に臨時休業となった場合

基本的には実習施設の責任者の指示に従ってください。臨時休業になった場合は、実習施設と相談して、所定の実習合計時間が確保できるようにしてください。実習施設の臨時休業が原因で実習が延期になる場合、その代替日は、必ずしも臨時休業の期間に連続した期間でなくても構いません。例えば数週間後に、残りの時間の実習を行うことも可能です。代替期間の設定については、実習施設と相談の上、指示に従ってください。

また、実習施設の臨時休業により、実習期間が変更になった場合は、ただちにその旨を、教員・保育士養成支援センターまで連絡してください。なお、実習施設が臨時休業となり、かつ、本学が休校となっていなければ、大学の授業に出席してください。

3. 本学が実習開始前、もしくは実習期間中に休校措置をとった場合

- (1) 埼玉県の要請に応じて休校措置をとった場合(本学に感染者がいない場合)
予定どおり、実習を実施することになりますが、実習施設の責任者に、本学が現在休校となっている旨と、自分の健康状態には問題がないことを報告した上で指示に従ってください。
- (2) 本学に感染者があり、休校措置をとった場合
症状を発症していない場合でも感染の可能性があることから、本学が休校措置を講じている間は原則として実習を中止してください。実習開始前の場合は、本人から実習施設の責任者に連絡するとともに、教員・保育士養成支援センターに連絡してください。実習期間中の場合は、実習を継続できますが、教員・保育士養成支援センターより本人及び実習施設に状況説明の連絡をします。その連絡を受けた上で、実習施設と相談し、指示に従ってください。

以上

新型インフルエンザに関する連絡は、すべて電話でしてください。(メール不可)

【問い合わせ先】 教員・保育士養成支援センター
TEL: 048-294-1089 (直通)